

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月10日

【四半期会計期間】 第193期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

【会社名】 古河電気工業株式会社

【英訳名】 Furukawa Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 柴田 光義

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3286局3001

【事務連絡者氏名】 財務・調達本部 経理部 経理統括課長 青島 弘治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3286局3001

【事務連絡者氏名】 財務・調達本部 経理部 経理統括課長 青島 弘治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第192期 第3四半期 連結累計期間	第193期 第3四半期 連結累計期間	第192期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	693,203	632,352	931,781
経常利益 (百万円)	21,165	12,192	25,532
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,053	2,744	5,608
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	24,259	18,695	19,559
純資産額 (百万円)	206,594	214,828	199,733
総資産額 (百万円)	736,457	765,028	714,845
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	9.99	3.89	7.94
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.1	24.8	24.8

回次	第192期 第3四半期 連結会計期間	第193期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.69	2.25

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は以下の通りである。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応している。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものである。

10) 法令違反等

当社は、自動車用ワイヤハーネス・カルテルによる競争法違反により、平成23年11月に米国において、また平成25年4月にカナダにおいて、有罪判決を受け罰金を支払っている。また、平成25年7月には当社子会社である古河AS株式会社とともに欧州委員会より、平成26年8月には中国において、競争法違反行為にともなう制裁金を課す決定を受け、これらを支払っている。日本においては、同製品カルテルについて平成24年1月に公正取引委員会の命令が公表されているが、当社は、同委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請しこれが認められたこと等から、排除措置命令、課徴金納付命令のいずれも受けていない。

上記に関連して、米国およびカナダにおいて当局が捜査対象とする一連の自動車部品カルテルによる損害の賠償を求める複数の集団訴訟が提起されており、当社および当社子会社が自動車用ワイヤハーネスその他一部の自動車部品カルテルにかかる訴訟において被告となっている。また、一部の自動車メーカーとは、自動車用ワイヤハーネス・カルテルに関する損害賠償の交渉を行っている。

上記のほか、電力ケーブルおよび同関連製品カルテルに関し、平成26年4月に当社の持分法適用関連会社である株式会社ビスキャスおよび当社が欧州委員会より制裁金を課す決定を受けたほか、株式会社ビスキャスに対してはブラジル当局による調査が継続中である。なお、電力ケーブルおよび同関連製品カルテルに関する欧州委員会決定に対して、当社および株式会社ビスキャスは、事実認定や法令の適用に疑義があるとして制裁金の取消または減額を求め、欧州普通裁判所に提訴している。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、以下の技術導入契約が、平成26年12月21日に契約期間が満了したことに伴い終了した。

契約技術	契約の相手方（国籍）	契約期間	対価
高効率半導体発光デバイス及び方法 （特許実施）	サンディア国立研究所 （アメリカ）	自 平成15年5月9日 至 平成26年12月21日	頭金 定額 実施料 一定料率

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、引き続き米国経済が回復傾向にある一方で、欧州経済の長期低迷や中国経済の成長鈍化など、不安定要素も見られた。日本経済についても、消費税率の引き上げに伴う家計の委縮による内需の冷え込みや、円高対策として進められた製造拠点の海外移管の影響で、円安が以前ほど輸出増に結びつかず、逆に輸入材料費のコスト増といったマイナス影響も見られ、景気回復はもたつた。

このような状況のもとで、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第3四半期連結累計期間の業績は、光ファイバ・ケーブル事業や電力ケーブル事業の海外子会社で回復が見られたものの、軽金属部門を構成していた古河スカイ(株)（現(株)UACJ）が2013年10月から当社の持分法適用の関連会社となったことや、2014年2月に発生した日光事業所における大雪被害による操業停止の影響に加え、自動車部品事業で円安などによる輸入コストが増加したことなどにより、売上高は前年同期比8.8%減の6,324億円、営業利益は前年同期比42.2%減の102億円となった。なお、古河スカイ(株)の持分法適用会社化の影響を除くベースでは、売上高は4.9%増、営業利益は18.8%減となる。経常利益は前年同期比42.4%減の122億円、四半期純利益は前年同期比61.1%減の27億円となった。

セグメントの業績は次のとおりである。

なお、第1四半期連結会計期間より、従来「情報通信」に含めていた一部事業について、開発を更に加速すべく管理所管の見直しを行い、報告セグメントの区分を「サービス等」に変更している。

また、報告セグメントの位置づけをより適切に表示するため、「サービス等」の名称を「サービス・開発等」に変更している。

これに伴い、前年同期比較の数値は、前第3四半期連結累計期間の数値を変更後の報告セグメントの区分に組替えて算出している。

情報通信部門

情報通信部門においては、光ファイバ・ケーブル事業が北米・欧州の需要回復や海外子会社の固定費削減効果、国内のファイバ輸出の円安効果で改善し、タイの携帯電話工事関連事業も好調を維持したものの、国内のプロジェクト品の減少などから、当部門の売上高は1,137億円（前年同期比2.0%増）、営業利益は41億円（前年同期比7.7%減）となった。

エネルギー・産業機材部門

エネルギー・産業機材部門においては、国内の中低圧電力ケーブル事業が輸送費増などから採算悪化したものの、中国での高圧電力ケーブル事業が構造改革と売上増で回復したことに加え、スマートフォンなどに使用される半導体の製造用テープが好調に推移したことなどから、当部門の売上高は2,158億円（前年同期比3.8%増）、営業利益は25億円（前年同期比109.7%増）となった。

電装・エレクトロニクス部門

電装・エレクトロニクス部門においては、放熱製品事業は好調だったが、自動車部品事業で円安や日光雪害による部材調達のコスト増に加え、一部顧客の国内自動車生産の減少などの影響もあり、当部門の売上高は2,224億円（前年同期比5.5%増）、営業利益は75億円（前年同期比20.8%減）となった。

金属部門

金属部門においては、銅箔事業で国内拠点での減損による償却費減の効果があつたものの、銅条事業が2014年2月に発生した日光事業所における大雪被害による売上減や外部委託費増加などにより、売上高は984億円（前年同期比2.7%減）、営業損失は38億円（前年同期比15億円悪化）となった。

軽金属部門

軽金属部門においては、前述の通り、当部門を構成していた古河スカイ(株) (現株UACJ) が、2013年10月から当社の持分法適用の関連会社となっている。なお前年同期の売上高は966億円、営業利益は44億円であった。

サービス・開発等部門

サービス・開発等部門においては、情報処理・ソフトウェア開発、物流、各種業務受託等による当社グループの各事業のサポート、不動産の賃貸、水力発電、新製品研究開発の推進等を行っているが、当部門の売上高は392億円(前年同期比24.0%増)、営業損失は2億円(前年同期比4億円悪化)となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

会社の支配に関する基本方針

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を次のとおり定めている。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

・ 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本理念としている。当社グループの事業領域は、「情報通信」、「エネルギー・産業機材」、「金属」、「電装・エレクトロニクス」など多岐にわたるが、これらの事業は明治17年の創業以来培ってきた素材の加工・応用技術を基盤に、産業の発展に伴い創造してきたものである。その事業創造の過程で、当社グループは、独自の技術、経験および経営ノウハウ等を積み重ねるとともに、顧客、取引先、地域社会、従業員などの様々なステークホルダーとの間の良好な関係の維持、発展に努めてきた。これらは、当社グループの有形・無形の貴重な財産であり、これらを毀損することなく、中長期的な視野で企業価値と株主共同の利益の一層の向上に結びつけるよう努めている。

以上の方針を事業へ展開していくにあたり、当社では、2015年度までの3カ年を対象とする中期経営計画「Furukawa G Plan 2015」を策定し、新興国を中心とした電力・通信といったインフラ市場の旺盛な需要への対応、自動車関連分野におけるアジアを中心とした製造・販売体制の構築のほか、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善に取り組んでいる。

当社では、多数の株主および投資家による当社への長期的な投資を促進するため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現にも資するものと考えている。

・ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会決議により、買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、以降、一部内容を変更するとともに、買収防衛策を更新してきている。現在の買収防衛策は平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会決議により、更新されたものである。(以下、現在の買収防衛策を「本プラン」という。)

本プランは、当社株式の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者との交渉等が一定の合理的ルールにしたがって行われることを確保すること

により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、その概要は次のとおりである。

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間（大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とする。）経過後にのみ開始されるものとし、買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等）を発動する可能性がある。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得た上で、買付内容の検討等を行う。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行う。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

本プランの詳細は、当社ホームページ（<http://www.furukawa.co.jp/>）に掲載している。

・基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、前述のとおり、厳しい経営環境の下、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善等に努めている。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みである。また、本プランは、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足している。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会決議により導入したもので、株主の意思が反映されたものとなっている。

3) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえる。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされている。また、その判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることが可能となっている。したがって、本プランは、いわゆる「デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）」ではない。また、当社は、取締役の任期を1年とし、期差任期制を採用しておらず、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしている。したがって、本プランは、いわゆる「スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）」でもない。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費は123億円である。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に生じた重要な変更の内容は、次のとおりである。

GaN（窒化ガリウム）は、永年の活動の成果を活かすべく、平成26年4月にGaNパワーデバイス市場のリーダーであるTransphorm, Inc.（アメリカ合衆国カリフォルニア州）に出資を行なった。今後同社と研究開発分野のコラボ

レーションを図るなど、戦略的なパートナーシップを構築し、両社のGaNパワーデバイスに関連する製品群の強化、育成を図る（関連部門：電装・エレクトロニクス部門）。

また平成26年11月、従来の製品別の研究開発から研究ステージ（基礎研究・要素技術開発・製品開発）別の研究開発体制への移行を目的として、6研究所から4研究所へ再編する研究開発組織の改革を行なった。新体制は、当社グループのコア技術を集結し、技術力の向上、技術融合により新たな価値を創出し新製品開発に繋げる研究所として「コア技術融合研究所」、新事業の実現・成長を目指した先端技術の研究に取り組む「先端技術研究所」、現中期経営計画におけるターゲット領域（自動車、インフラ）での製品開発に注力する「自動車・エレクトロニクス研究所」および「情報通信・エネルギー研究所」の4研究所で構成されている。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの生産・販売品目は、広範かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額または、数量で示すことはしていない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
優先株式	50,000,000
劣後株式	46,000,000
計	2,596,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	706,669,179	706,669,179	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式で権利 内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 であり、単元株式数は 1,000株である。
計	706,669,179	706,669,179	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	706,669	-	69,395	-	-

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないため、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 456,000	-	-
	（相互保有株式） 普通株式 619,000		
完全議決権株式（その他） （注）1	普通株式 704,257,000	704,257	-
単元未満株式（注）2	普通株式 1,337,179	-	-
発行済株式総数	706,669,179	-	-
総株主の議決権	-	704,257	-

- （注）1．「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれている。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が5個含まれている。
2．「単元未満株式」の欄には、自己保有株式が259株、相互保有株式が250株含まれている。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
（自己保有株式） 古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目2番3号	456,000	-	456,000	0.06
（相互保有株式） 山崎金属産業株式会社	東京都千代田区岩本町1丁目8番11号	618,000	1,000	619,000	0.09
計	-	1,074,000	1,000	1,075,000	0.15

- （注）「他人名義所有株式数」は、当社の取引先持株会（名称：古河電工共栄持株会、住所：東京都千代田区丸の内2丁目2番3号）名義の持分である。

（注）当第3四半期会計期間末日現在の自己保有株式の数は、457,588株である。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

(役職の異動)

新役名および職名		旧役名および職名		氏名	異動 年月日
取締役	執行役員、財務・調達本部長	取締役	執行役員、財務・調達本部長 兼同本部経理部長	荻原 弘之	平成26年 6月26日
取締役	執行役員常務、 セールス・マーケティング部門長 兼日光雪害復旧対策本部副本部長	取締役	執行役員常務、 セールス・マーケティング部門長 兼同部門環境・インフラ営業統括部長 兼日光雪害復旧対策本部副本部長	安永 哲郎	平成26年 6月30日
取締役	執行役員専務、戦略本部長 兼同本部スマートインフラ推進室長 兼日光雪害復旧対策本部副本部長 兼トヨタ総合展示会準備室長	取締役	執行役員専務、戦略本部長 兼同本部スマートインフラ推進室長 兼日光雪害復旧対策本部副本部長	佐藤 哲哉	平成26年 8月1日
取締役	執行役員専務、戦略本部長 兼同本部スマートインフラ推進部長 兼日光雪害復旧対策本部副本部長	取締役	執行役員専務、戦略本部長 兼同本部スマートインフラ推進室長 兼日光雪害復旧対策本部副本部長 兼トヨタ総合展示会準備室長	佐藤 哲哉	平成26年 10月31日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,719	27,876
受取手形及び売掛金	199,286	² 198,587
有価証券	20	21
商品及び製品	29,946	39,071
仕掛品	27,073	35,931
原材料及び貯蔵品	36,648	37,566
繰延税金資産	5,025	3,204
その他	36,690	47,766
貸倒引当金	1,400	1,356
流動資産合計	360,009	388,670
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	206,375	208,498
機械装置及び運搬具	439,047	449,203
工具、器具及び備品	68,137	69,495
土地	40,630	40,882
その他	17,611	25,677
減価償却累計額	580,732	595,052
有形固定資産合計	191,069	198,705
無形固定資産		
のれん	4,070	4,017
その他	5,525	5,184
無形固定資産合計	9,596	9,201
投資その他の資産		
投資有価証券	128,884	141,979
退職給付に係る資産	3,472	3,962
繰延税金資産	3,529	3,171
その他	19,727	20,784
貸倒引当金	1,445	1,447
投資その他の資産合計	154,169	168,450
固定資産合計	354,835	376,357
資産合計	714,845	765,028

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	104,377	2 109,007
短期借入金	119,913	111,320
コマーシャル・ペーパー	-	26,000
1年内償還予定の社債	100	10,000
未払法人税等	1,653	1,759
製品補償引当金	1,099	937
災害損失引当金	1,210	388
その他	65,515	63,106
流動負債合計	293,869	322,520
固定負債		
社債	40,000	30,000
長期借入金	117,842	133,201
退職給付に係る負債	42,525	43,596
環境対策引当金	11,768	10,540
資産除去債務	566	574
その他	8,539	9,765
固定負債合計	221,242	227,679
負債合計	515,111	550,199
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,395	69,395
資本剰余金	21,467	21,467
利益剰余金	79,219	78,720
自己株式	276	278
株主資本合計	169,805	169,304
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,094	23,883
繰延ヘッジ損益	298	572
退職給付に係る調整累計額	5,555	5,733
為替換算調整勘定	5,808	1,747
その他の包括利益累計額合計	7,431	20,470
少数株主持分	22,496	25,054
純資産合計	199,733	214,828
負債純資産合計	714,845	765,028

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	693,203	632,352
売上原価	586,608	541,288
売上総利益	106,594	91,064
販売費及び一般管理費		
販売費	28,361	26,370
一般管理費	60,612	54,510
販売費及び一般管理費合計	88,973	80,880
営業利益	17,620	10,183
営業外収益		
受取利息	511	406
受取配当金	1,209	1,274
為替差益	1,614	242
持分法による投資利益	2,747	2,180
環境対策引当金戻入益	-	982
償却債権取立益	1,007	-
その他	1,833	1,351
営業外収益合計	8,924	6,438
営業外費用		
支払利息	3,454	3,012
その他	1,924	1,416
営業外費用合計	5,379	4,429
経常利益	21,165	12,192
特別利益		
固定資産処分益	317	833
その他	298	601
特別利益合計	615	1,435
特別損失		
固定資産処分損	567	326
減損損失	2,871	72
事業構造改革費用	2,763	830
カルテル関連費用	942	1,374
災害による損失	-	1,955
その他	1,077	1,725
特別損失合計	8,222	6,284
税金等調整前四半期純利益	13,558	7,342
法人税、住民税及び事業税	4,045	2,363
法人税等調整額	813	684
法人税等合計	4,858	3,047
少数株主損益調整前四半期純利益	8,699	4,295
少数株主利益	1,645	1,551
四半期純利益	7,053	2,744

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	8,699	4,295
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	7,783	4,638
繰延ヘッジ損益	264	826
在外子会社退職給付に係る調整額	505	-
退職給付に係る調整額	-	225
為替換算調整勘定	5,609	5,384
持分法適用会社に対する持分相当額	2,408	3,775
その他の包括利益合計	15,560	14,399
四半期包括利益	24,259	18,695
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	20,962	15,874
少数株主に係る四半期包括利益	3,297	2,820

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
<p>(1)連結の範囲の重要な変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、台湾古河電磁線股份有限公司、古河輝提路光電(上海)有限公司はそれぞれ重要性が増したため、連結の範囲に含めている。</p> <p>第2四半期連結会計期間において、アクセスケーブル株式会社は、アクセスケーブル株式会社と東北アクセスケーブル株式会社に分割されたが、アクセスケーブル株式会社は、事業規模が縮小したことにより重要性が低下したため連結の範囲から除外している。</p> <p>当第3四半期連結会計期間より、FURUKAWA ELECTRIC MÉXICO,S.DE R.L.DE C.V.は重要性が増したため、連結の範囲に含めている。Furukawa Automotive Systems Kabinburi (Thailand) Co.,Ltd.は事業規模が縮小したことにより重要性が低下したため連結の範囲から除外している。Minda Furukawa Electric Private Ltd.は持分の一部売却により持分率が低下したため、持分法を適用し、連結の範囲から除外している。</p> <p>以上により、当第3四半期連結会計期間末における連結子会社の数は、前連結会計年度末の101社から102社となった。</p> <p>(2)持分法適用の範囲の重要な変更</p> <p>当第3四半期連結会計期間より、Minda Furukawa Electric Private Ltd.は持分の一部売却により持分率が低下したため、連結の範囲から除外し持分法を適用している。</p> <p>以上により、当第3四半期連結会計期間末における持分法適用の関連会社の数は、前連結会計年度末の15社から16社となった。</p>

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更している。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が274百万円増加し、利益剰余金が709百万円減少している。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益における影響は軽微である。</p> <p>(会計上の見積りの変更)</p> <p>当社の連結子会社である東京特殊電線(株)は、従来より、ポリ塩化ビフェニル(PCB)の撤去等、環境関連費用の支出に備えるため環境対策引当金を計上していたが、同社の保有するPCB汚染物に関して民間業者での処理が可能となったことを契機に、処分費用の再見積りをした結果、従来の見積額との差額を環境対策引当金戻入益として営業外収益に計上している。これにより、当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益は982百万円増加している。</p>

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間

(自 平成26年4月1日

至 平成26年12月31日)

1. 自動車用ワイヤハーネス・カルテルによる競争法違反に関連して、米国およびカナダにおいて当局が捜査対象とする一連の自動車部品カルテルによる損害の賠償を求める複数の集団訴訟が提起されており、当社が自動車用ワイヤハーネスその他一部の自動車部品カルテルにかかる訴訟において被告となっている。そのほか、一部の自動車メーカーとは、自動車用ワイヤハーネス・カルテルに関する損害賠償の交渉を行っている。

2. 当社連結子会社が製造した自動車用部品に関連し、当該部品を組み込んだ自動車について市場回収措置（リコール）が行なわれており、これを販売した当社が部品の販売先などから費用の一部の分担を求められる可能性がある。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

(1) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金等に対して、債務保証を行っている。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)	
(株)ビスカス	9,190百万円	(株)ビスカス	9,221百万円
FURUKAWA AUTOMOTIVE SYSTEMS LIMA PHILIPPINES INC.	2,950百万円	FURUKAWA AUTOMOTIVE SYSTEMS LIMA PHILIPPINES INC.	3,712百万円
華通古河(唐山)線纜有限公司	2,281百万円	PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	2,160百万円
西安西古光通信有限公司	1,198百万円	西安西古光通信有限公司	1,402百万円
上海日光銅業有限公司	972百万円	上海日光銅業有限公司	1,386百万円
その他	3,232百万円	その他	4,750百万円
計	19,825百万円	計	22,633百万円

(2) 債権流動化に伴う買い戻し義務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
債権流動化に伴う買い戻し義務	4,706百万円	4,101百万円

* 2. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理について

当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったが、満期日に決済が行なわれたものとして処理している。当第3四半期連結会計期間末日満期手形は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	- 百万円	865百万円
支払手形	- 百万円	2,534百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	22,427百万円	16,717百万円
のれんの償却額	647百万円	476百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,118	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,118	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	情報通信	エネルギー・産業機材	電装・エレクトロニクス	金属	軽金属 (注4)	サービス・開発等	計		
売上高									
外部顧客への売上高	107,364	176,603	201,848	97,615	94,028	15,743	693,203	-	693,203
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,110	31,203	9,001	3,556	2,558	15,889	66,320	66,320	-
計	111,474	207,806	210,849	101,172	96,587	31,633	759,523	66,320	693,203
セグメント利益又は損失()	4,400	1,202	9,501	2,253	4,444	198	17,495	125	17,620

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額125百万円には、主に未実現利益の消去等が含まれている。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3 会計方針の変更等

有形固定資産の減価償却の方法については、従来、当社と国内連結子会社は建物以外については主に定率法を採用し、在外連結子会社は主に定額法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より、当社と国内連結子会社においても定額法に変更している。

当社グループでは、第1四半期連結会計期間より開始した中期経営計画において、成長が期待できる海外市場での事業展開を拡大させていくため海外拠点への資源配分を増やしていく一方、国内事業においては成熟した市場環境に見合った維持・更新を目的とした投資ヘシフトする方針を明確にした。これを契機に、当社と国内連結子会社の所有する国内生産設備を中心とした資産の稼働状況等を検討した結果、今後は長期安定的な稼働が見込まれることから、定額法による減価償却が資産の稼働状況をより適切に反映した合理的な費用配分の方法であると判断した。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益が「情報通信」で358百万円、「エネルギー・産業機材」で391百万円、「電装・エレクトロニクス」で388百万円、「金属」で52百万円、「軽金属」で17百万円、「サービス・開発等」で236百万円増加しており、合計で1,444百万円となる。

4 「軽金属」セグメントを構成していた古河スカイ株式会社は、平成25年10月1日に経営統合を行っており、統合新会社である株式会社UACJは当社の持分法適用関連会社となっている。

2 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であった古河スカイ株式会社は、平成25年10月1日に住友軽金属工業株式会社と経営統合を行っている。この経営統合により、「軽金属」セグメントを構成していた古河スカイ株式会社およびその子会社は当社の連結子会社に該当しなくなり、統合新会社である株式会社UACJは当社の持分法適用関連会社となっている。

この結果、「軽金属」セグメントのセグメント資産の金額はなくなっている。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

主に、「軽金属」において、土地等の減損損失2,409百万円を、「情報通信」において、建物等の減損損失423百万円を計上した。

当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	情報通信	エネル ギー・産 業機材	電装・工 レクトロ ニクス	金属	軽金属 (注3)	サービ ス・開発 等	計		
売上高									
外部顧客への売上高	109,556	183,823	216,178	95,960	-	26,832	632,352	-	632,352
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,162	31,950	6,260	2,446	-	12,381	57,201	57,201	-
計	113,718	215,773	222,439	98,407	-	39,214	689,554	57,201	632,352
セグメント利益又は損 失()	4,063	2,521	7,522	3,750	-	177	10,179	3	10,183

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額3百万円には、主に未実現利益の消去等が含まれている。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3 「軽金属」セグメントを構成していた古河スカイ株式会社は、平成25年10月1日に経営統合を行っており、統合新会社である株式会社UACJは当社の持分法適用の関連会社となっている。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、従来「情報通信」に含めていた一部事業について、開発を更に加速すべく管理所管の見直しを行い、報告セグメントの区分を「サービス等」に変更している。

また、報告セグメントの位置づけをより適切に表示するため、「サービス等」の名称を「サービス・開発等」に変更している。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	9円99銭	3円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,053	2,744
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,053	2,744
普通株式の期中平均株式数(千株)	706,069	706,060

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月10日

古河電気工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋	山	賢	一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	黒	一	裕	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	哲	也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている古河電気工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。